

第1回逗子市療育推進事業検討会会議録

日 時 平成28年7月12日(火)

午前10時～正午

場 所 逗子市役所3階 庁議室

・出席者

友野京子メンバー 中野由美子メンバー 小林倫メンバー

重松美智子メンバー 中村妙子メンバー 川名裕メンバー

早川伸之メンバー

角野禎子アドバイザー 小川淳アドバイザー

逗子市手をつなぐ育成会 中島亜紀氏 県央福祉会 宇山秀一氏

・欠席者

加藤暁子メンバー 山本啓一メンバー 鈴木浩之メンバー

・事務局

平井市長 須藤福祉部長 新倉障がい福祉課長

雲林障がい福祉課副主幹 貝塚障がい福祉課副主幹 伊達障がい福祉課係員

阿部障がい福祉課係員

・傍聴(0名)

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

(1) 報告

ア 事業の進捗について

イ 関係機関との連携体制における取り組み

(2) 検討テーマ

ア (仮称) 子育てファイルについて

イ (仮称) こども発達支援センターの愛称について

4. その他

5. 閉 会

【新倉障がい福祉課長】 それでは、定刻となりましたので、平成28年度第1回逗子市療育推進事業検討会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

初めに、お手元にお配りさせていただきました会議資料の確認をさせていただきます。

【雲林障がい福祉課副主幹】 事前に資料1から7までにつきましては、郵送等でお配りさせていただいたとは思いますが、今日、お手元には、本日の会議次第が1部と、あと、後ほど市長より御説明させていただきます資料として、「子どもセクションの教育委員会への設置について」という資料が1部ございます。

お手元に不足等ある方はいらっしゃいますでしょうか。資料1から7まで、今日忘れた方とか、いらっしゃいませんか。

【新倉障がい福祉課長】 では、先に進めさせていただきます。

次に、市長の平井の方から一言御挨拶を申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

【平井市長】 皆さん、改めましておはようございます。

療育推進事業検討会の皆さん、もう本当に長きにわたりまして、この逗子市の療育事業をより一層充実させるということで御検討いただいて、本当にありがとうございます。

おかげさまでといいますか、皆さんを大変お待たせしておりましたけれども、いわゆる子ども発達支援センター、改修工事が今進んでおりまして、年内にはオープンさせるということで、今現在障がい福祉課、それから建築の部署とも連携しながら粛々と進めているところでございます。

また、今年の4月からは新たに事業委託先が変更されて、より専門性を高める中で、さまざまな機関との連携というものが強化されてきていると認識をしておりますので、今後とも、皆様のさまざまな御助言、御意見をいただきながら、より一層この事業の推進を図っていきたく思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【新倉障がい福祉課長】 続きまして、今年度、事務局の体制に変更がございましたので、自己紹介をさせていただきます。

【須藤福祉部長】 改めましておはようございます。私、福祉部長の須藤と申します。今後どうぞよろしくお願い申し上げます。

【新倉障がい福祉課長】 障がい福祉課長の新倉です。引き続きよろしく願いいたします。

【雲林障がい福祉課副主幹】 4月より療育推進担当ということで肩書がつけました。3月以前より障がい福祉課におります。初めての方もいらっしゃるので、雲に林と書いて雲林と申します。引き続きよろしく願いいたします。

【貝塚障がい福祉課副主幹】 この4月より障がい福祉課と、あと教育研究所と兼務ということで、3月まで教員をやっていました。学齢期の相談担当ということで、療育推進担当もあわせてやっております貝塚と申します。よろしく願いいたします。

【伊達障がい福祉課係員】 同じく障がい福祉課の療育推進担当として4月から就任しました伊達と申します。よろしく願いいたします。

【阿部障がい福祉課係員】 事務をしております阿部といいます。よろしく願いします。

【新倉障がい福祉課長】 以上の体制で、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

本日御出席いただいている皆様におかれましては、今年度の検討会につきまして、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

本日は、手をつなぐ育成会から会長の中野さんと、もう一方、中島さんに新たに御出席いただいておりますのでよろしく願いいたします。

それからメンバーの方、加藤様、山本様、それから児童相談所の鈴木課長様から御欠席の連絡をいただいておりますので御了承ください。

本日は、今年度より始まりました逗子市通園事業くろーばーの社会福祉法人県央福祉会の宇山さんにも御出席いただいております。

【宇山氏】 よろしく願いします。

【新倉障がい福祉課長】 続きまして、議題に入らせていただく前に、お手元にお配りしております、「子どもセクションの教育委員会への設置について」ということで、平井市長よりお話をさせていただきたいと思っておりますので、市長よろしく願いいたします。

【平井市長】 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

今お手元にお配りしました、子どもセクションの教育委員会への設置ということで、特にこの療育推進事業にかかわる部分を、重点的に機構改革ということで、今行政で検討、準備を進めております内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

来年4月を目指して、今逗子の中では新しい時代に対応した効率的、効果的な組織体制を構

築するという事で、この間、プロジェクトチームを行政内部に設置して、検討を進めてまいりました。

その中で、最大のポイントとしては、今回の機構改革によって、子どもセクションを教育委員会に設置することによる、0歳から18歳までの子育てという一貫した支援体制を構築して、より一層体制を強化していくことを目指したいということでございます。

そこにあるとおり、今少子化、人口減少社会という中で、行政としていかにこの社会構造に向き合うかということでは、特に子育て、教育の体制強化というのは時代の要請かと思っております。そして、さまざまなニーズの中には、そこに書いてあるとおり、発達障がいを含めた支援が必要なお子さんへの体制をいかにして構築して、生まれてから、そして大人として自立していくための支援をしていくかということが大変大きな課題として認識をしております。

そういったことを背景に、逗子市としても、この間、療育推進事業検討会の皆様の御意見をいただきながら、療育の充実、そして、さらには就学後支援というものの強化。そして、その福祉と教育の連携というところを進めてきたということでございます。

今回は、さらにそれを一層強化するという事で、教育委員会にこうした機能を一元的に配置して、さらなる充実を図りたいということを考えてございます。

基本的には、その①から④のところに書いてございますとおり、ワンストップサービスの推進によって、市民にわかりやすい、そして機能的な組織を構築していくということ。それから、子どもにまつわるさまざまな機関があるわけですが、特に子育てに関係する職員・機関、そして、学校教育にかかわる職員・機関の連携ということで、今回、逗子市としては、特に母子保健も含めて一貫した体制を構築することを目指したいと考えています。

したがって、教育委員会に子育て支援課を設置するに当たっては、保健師もそこに配置をして、妊娠・出産、育児から、子育て、教育が連携をして、より一層体制を強化することを目指したいということでございます。

その中で、まさにお集まりの皆さんに、この間議論していただいた、療育推進事業を始めとするこの新たなセンター、療育・教育総合センターと言うということになっているのですが、この一貫した支援体制を構築すること、これを当初からかなり意識をして議論を進めてきてもらいました。

したがって、この間、組織をどうするかということが、まだ明確にはお示しできていなかった

たわけですけれども、今回の、この子どもセクションを教育委員会に一元化するというに伴って、この療育・教育総合センターも、教育委員会の中に位置づけるという考え方をしております。

そして、その下にこども発達支援センター。そして、教育研究所を教育センターと改名するというを今議論していますけれども、この教育センターとの2つを同じ施設内に配置をし、0から18までの一貫した支援体制を構築するということを目指したいということでございます。

あわせて、当然今でも療育の専門の方、あるいは教育研究所に配置された専門職、相談員、そういった職員が、支援者支援という形で、保育園、幼稚園等々への支援というものも始まっておりますけれども、こうした体制がより強化されるということで、こうしたさまざまな支援先に対するネットワークを強化して、まさに母子保健から始まる、こうした援助が必要な子どもへの一貫した支援体制というものを構築していきたいと考えてございます。

④の方は、よく言われている幼保小連携、あるいは乳幼児教育の充実といったことで、こうしたものを、運用を強化することで、一層支援が必要なところに的確な支援を出したいと思っています。

それで、当然、こうした思い切った組織をつくるということで、この間、療育推進事業、障がい福祉課のもとに検討を進めていって、教育セクションと福祉セクションとの連携というのはどう担保されるのかということが課題としては当然問われると思っております。

したがって、組織体制としては、そこに①から③とあるように、まずは、こども発達支援センター職員、雲林と伊達と紹介しましたがけれども、この職員を中心に、委託事業者と今の体制としっかりと継続して臨むということと、あわせて障がい福祉課の職員との併任ということで、教育委員会に配置されている一方で、障がい福祉課にも所属するという形で、こども発達支援センターと障がい福祉課との連携というものを、切れ目のない体制でしっかりと構築していくということで、皆様に支障のない体制ができると思っております。

それから、母子保健の観点でいえば、保健師が教育委員会と福祉部とに分散配置されるということになりますので、この保健師に当たっても、それぞれ子育て支援課と国保健康課に併任という形にして、それぞれお互いにバックアップし合うという体制で、常に連携が図れるということを保証したいと思っております。

したがって、このこども発達支援センターがさまざまな支援を行うに当たって、こうした保

健師との早期発見、早期療育といった部分の連携も強化したいということでございます。

また、あわせて、移行してしばらくの間は、当然組織そのものを強化しなければいけないということで、部長も1名増員して、より一層しっかりと連携が図れる体制にしたいということでございます。

3のレイアウトは、ワンストップということですので、5階が今、教育委員会になっていますが、そこに子育て支援課を同じフロアに配置して、当然、相談室等々の設備も同階に配置しなければいけないということで、これはまた今後、詳細なレイアウト図面というのは検討していくことにしております。

4番目に、先進の事例ということで幾つかお示ししております。

本市としては、5月に教育部、それから福祉部の関係職員が新潟県の三条市と見附市との両市を視察してまいりました。この両市は、母子保健も含めて教育委員会で子ども関係セクションを一元的に組織化している先進自治体でありまして、それぞれ平成20年度から体制を立てるということで、8年目を迎えるというふうになっております。

両市ともに、関係職員が同じフロアで常にコミュニケーションを図ることによるメリットは非常に大きくて、成果を上げているという視察内容だったということでございます。

以上のようなことを現在検討しておりまして、実は、今日の午後には総合教育会議が開催されて、最終的に教育委員の皆さんと本市の考え方について確認をし、7月20日からは機構改革に係るパブリックコメントが始まります。

そのパブリックコメントを踏まえて、最終的には9月の議会に機構改革の条例改正案を提出し、そこで御審議いただいて、承認されれば来年4月からの新たなシステムがスタートするということになっています。

その間に、年末にこども発達支援センターがオープンします。1階、2階の部分がこども発達支援センターで、3階の部分に教育研究所という形で、福祉セクションと教育セクションとの連携がさらに一層とられるといったスケジュールになってございます。

したがって、この間、療育の事業を皆さんに検討していただきましたけれども、今後、就学前のみならず、就学後、18歳までの一貫した支援ということ、市としても積極的に取り組んでいきたいということでありますので、さらなる皆様からのさまざまな御助言、御意見をいただきながら、一層強化をして、さまざまな支援の必要なお子さんが、あるいは御家族が安心し

て暮らせるといったまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、どうぞ皆さん今後ともよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上とさせていただきます。

【新倉障がい福祉課長】 今、市長の方から御説明させていただきましたが、御意見、御質問等がございましたら、手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【角野禎子アドバイザー】 市長に御説明いただいたのですが、3ページにある教育委員会機構図なのですが、これは市の部局の中に入ることなののでしょうか。

【平井市長】 基本的には、教育委員会というのは独立行政委員会になっていて、その中に、いわゆる事務局機能として教育部という部が配置されているということですので、部としての編成はありますけれども、基本的には教育委員会の中の組織ということです。

【角野禎子アドバイザー】 傘下に入るという、そっちに入れる。

【平井市長】 そういうことです。

【角野禎子アドバイザー】 教育委員会というのは、よくわからないですけれども、割合に、時々問題になったりする部局だと思うのですが、市町村だと、例えば、市長が教育委員会の上に立って、それを回していったらどうなのかなという意見も出ているかと思うのですが。

【平井市長】 基本的には、教育委員会というのは独立行政機関という位置づけは変わっていませんで、教育長を初めとした教育委員さん5名によって教育行政の意思決定をしていくということで、去年の法律改正によって、総合教育会議という、先ほど午後開催されると申し上げましたけれども、それは市長がトップで、教育委員さん5人と合わせて6名から構成される会議が既に設置をされておまして、その総合教育会議によって市長と教育委員さんとの合議がされて、さまざまな意思決定に市長の立場から参画するという構成になっています。

教育部というのは、あくまでも教育委員会の、いわゆる事務局機能というもので、独立しているということではありますけれども、基本的に予算編成権と人事権というのは市長に属しているので、さまざまな教育予算は、最終的には市長がまとめて議会に提案する。

それから、この教育部の人の配置についても、基本的には、私の方で教育長とさまざまな相談をしながら、異動については市長部局でも時々入れかわりますけれども、配置をしていくということになっております。そういう関係です。

【角野禎子アドバイザー】 わかりました。教育委員会の傘下に、今まで検討してきた療育・

教育の総合センター、そのもの自体がその傘下に入ることですね。

【平井市長】 そうですね、はい。

【角野禎子アドバイザー】 ただ、市長としては、先ほどお話しになった総合会議や何かで、もちろん御意見を出していただけるし、こちらの総合センターについても、市長に申し上げれば意見を出していただける、そういうことですよ。

【平井市長】 はい。もうちょっと細かく御説明すると、行政の職務権限と事務執行という関係でいくと、ここの子育て系のセクションは、最終の政策判断の権限は市長に残したまま、補助執行という位置づけで教育委員会に組織が置かれるという関係になります。だから、一般の事務は教育委員会が担うけれども、最終的な政策判断の決定権は市長に残しているという関係です。

その逆の関係が、スポーツと文化では教育委員会に最終的な政策判断の権限を残したまま、今は市民協働部という市長部局に日常の事務の執行は委ねる、そういう組織を逗子はとっているのですけれども、したがって、常にこれはコミュニケーションの問題なので、基本的には私も、もちろん市長としてこうした行政的にかかわるさまざまな課題等で教育委員会と意見を交換しながら最終的な判断をしていくということだし、今回、先ほど併任ということを申し上げたのですけれども、今まで、あまり逗子では併任辞令というのをを出してきていませんでした。けれども、今回、こうしてこども発達支援センター、それから保健師を併任するというので、言ってみたら、主はこちらになりますけれども、上司は2人いるという関係ができるということになります。

ですから、障がい福祉課に所属するこども発達支援センターの職員という位置づけも守ることなので、さまざまな障がいの給付サービス等は、当然障がい福祉課でとり行うわけなので、このセンターに通われるお客様が障害者手帳を申請する際には、当然障がい福祉課との関係で事務が進められるということになっていくということでございます。

【角野禎子アドバイザー】 ありがとうございます。今までこの療育は市がかかわってくださったから、皆さん非常に意見も言いやすかったし、非常に楽しみにしてこの療育の施設ができることを望んでいたのも、市がかかわってくださるということは、市長さんが上にいらっしゃるからと、非常に安心はしていたのですけれども、ちょっと唐突だったので。教育委員会に委ねるみたいなお話だったので、今後も市がかかわってくださる、市長さんがきちんとオーガナ

イズしていただければ、こういう市民の方々の意見も出やすいのではないかと思いますけれども。ちょっと唐突だったのと、そうではない成り立ちで討議をしてきたので、十分討議をさせていただいたのですが、多分、市民の方たちからすると、どういうことかなという疑問が出てくるのではと思いましたので質問させていただきました。

【新倉障がい福祉課長】 ほかにいかがでしょう。

【中野メンバー】 今、私もその教育委員会ということがさっぱりわかりませんし、私ぐらいの年齢から上の育成会の会員にとってみたら、教育委員会に対しては、いい印象というのは何も持っていないので、療育センターを教育委員会に入れるということには非常に違和感というか、不安というか、持っています。

今の教育委員会と教育部の違いというか、その御説明も、申し訳ないけれども、私には全く理解ができないので、教育委員会の中にこの療育センターが入るということはどういうことなのかと思って。療育を福祉から切り離すということはものすごく不安がありますし、その支給決定とかは福祉課に行かなければいけない。そうすると障がいのある子にとっては、子どものことはワンストップとか、ワンフロアで済むなんていうことではないわけですし、併任とか、教育委員会とどちらに執行権があるとか、そういう複雑なことをなぜしなければいけないのか。

これからようやく療育のセンターができて、今療育にかかわっているお子さんたちも期待に胸を膨らませたり、思ったのと違うと不安を抱いたり、そういう時期であるのに、その時期にたたみかけるように、こういうことを来年4月から目指しているという意味も、少しわかりかねます。

教育と福祉の連携が大事だということは私たちも十分理解していますし、それを望んできたのですが、その連携というのは、組織が一緒でないといけないものではなくて、職員一人一人の意識の問題だと思うのです。気持ちのある職員ならば、自分のセクション以外のところにもきちんと話を持って行ってくださるし、連携をとってくださる。私は子ども・子育て支援計画づくりの会議に参加させていただきましたけれども、そのときに同じ福祉部にありながら、障がい福祉課と子育て支援課が連携をとれていたとは思えなかったです。計画の中で、支援の必要な子どもの項目のところになっても、障がい福祉課の方で、もう療育センターをつくっているということも最初は全く記載されていませんでした。ですから、同じ部にありながら連携がとれないというのが、この行政の縦割りのところであって、それをこんな複雑な機構改

革をしたら連携がとれるというのは、私としては、それでいいのだろうかと思います。

それよりは、せっかく今、療育と教育の総合センターができて連携をしようとしていることですから、もう少しこれで様子を見る。むしろ職員一人一人に、横との連携という教育をしていただければ、こういうことをしないでもいいのではないかと、今はそう思っています。

【平井市長】 中野さんがおっしゃるように、職員の意識というのは非常に大きいと思います。ただ、行政は組織である以上、どうしても縦割りの、やっぱり超えられない壁というものも、たまたまそこにそういう職員がいればできるけれども、そうじゃないケースというものも、やはり否めません。

そこは、いま、雲林を始め、そういった意思でやっているのです、そこは私も期待しているけれども、その意味では、今職員が継続してその任に当たるということが重要だと思っています。事業者も新しく変わって、非常に熱心にやっていただいているので、これがうまくいくと思っていますし、皆様の期待に応えたいと思っています。

ただ、ここから先、当然、育っていけば学校に上がらなくてはならないわけですし、そこをどうやってつなげるかというのが、もうこの数年間、ずっと議論してきた最大のテーマだと私は思っています。

そして、それをなし得るために、支援教育の充実ということで、教育研究所に、人も配置をし、この4月から、先ほど貝塚の紹介がありましたけれども、教育現場からも経験を持っている方に来ていただいて、それで、いわゆる就学前と就学後の療育にまつわる連携というものを強化するという体制をつくってきました。

だから、教育委員会に行くことに対する不安というのがあるというのは、それはもうごもつともだと思います。ただ、これによって、より一層連携を強化して、皆さんが、何度も言いますけれども、生まれてから18歳、成人になるまでの間、いろんな関係者がかかわらなければいけないわけで、そこをいかにしっかりと構築するかという意味で、今回こういう考え方を打ち出したということなので、教育委員会の関係と市長部局の関係というのは、市民からすると、何が同じで何が違うのかというのがわかりにくいというのは、確かにそうだと思うのです。

実態としては、市長と教育長がちゃんと常にコミュニケーションをとって、あるいは教育部長を含めて事業が進んでいるので、その意味で、法律上は独立機関という形にはなっていますが、もう一体的に捉えていただいて全然問題ないと思いますので、その辺はしっかりと

コントロール、マネジメントしていきたいと思っています。

【新倉障がい福祉課長】 よろしいですか。

【中野メンバー】 はい。

【平井市長】 先ほど先進自治体のところでお話しした新潟県の両市なんかも、こうしたセンターも教育委員会に配置をして、それで子育て支援課の下に設置するなど、多少の構成の違いはありますけれども、教育の中で一貫して対応をしているという事例でしたので、教育委員会に行ったから、何か福祉との関係が消えてしまうといったことは、御心配に当たらないようにしていきます。

【中野メンバー】 教育委員会というのは、私からすると小学校、中学校というイメージなのですが、しかも市内を管轄しているというイメージですけれども、障がいのある子の場合には、もう幼稚園から養護学校、高等部になれば必ず養護学校に行くわけです。そうした場合に、教育委員会がどの程度そこと連携がとれるのか。果たして教育委員会にその辺のノウハウがあるのか、その辺も非常に不安を感じています。

私のイメージからすると、教育委員会は福祉からの言うことは、一切言うことを聞かない、聞く耳を持たないというイメージがずっと根づいてしまいました。今まで子どもが30年育ってくる間に、そういうイメージがありますので、そこにこの療育センターが入ってしまうことは、やはり非常に困ると言いたいですが、はっきり言って。

【平井市長】 それは、今は随分変わっていると思います。それは、少なくともこの10年近く、支援教育という形で、学校に通っている支援の必要な子どもさんへの、どういう体制をつくるかということは、専門職の配置をし、強化し、今年の4月からはことば・きこえの教室ももう1カ所増やして、よりきめ細かにケアできる体制を敷いてきましたし、学校の先生に、支援教育のノウハウが蓄積されることで、学校全体で支援の必要な子どもにいかに的確な対応を図れるかということを構築してきましたから、その部分は、今通われているお子さんの状況と、かつての状況というのは、随分と違うと思います。

【中野メンバー】 じゃ、昔のイメージは捨てたとしましても……。

【平井市長】 あと、例えば、特別支援学校との関係では、例えば、その就学を決定するときには、当然市内の公立学校に通わせるのか、あるいは、いわゆる養護学校に通わせるのか、そういったところは、今でも県と逗子市の教育委員会の中で、さまざま子どもさんの状況、ある

いは保護者の状況を、ちゃんと聞き取りをしながら、最終的には保護者がどちらに行くか選ばれることですから、それに応じて、まず市で受ける場合と、当然、養護学校に行かれる場合とということでは、その辺の相談なり決定というのは、今でも教育委員会でちゃんと担当の職員がやっていますから、そういった状況を判断するときにも、当然就学前のいろんな状況、あるいは支援してきたさまざまなこの間の内容というものが把握されていなければできないわけなので、そういった意味では、常にかかわる必要があるし、今回のこども発達支援センターに入るということで、それは一層、情報は密に共有できることになりますから、その辺は御安心いただきたいと思います。

【中野メンバー】 できればいいんですけど。

あとは、18歳からのこともあるので、やはり、今、養護学校の高等部を卒業する方がその後どうするかという問題が、私たちの会でも大きくなっています。そこには、やはり福祉のサービスを利用するということがあるので、そこでの連携というのが非常に大切になる。本人がその後どうやって暮らしていくかということにかかわってきますので、そこもやはり、福祉部にあった方が、その辺の連携がうまくいくのではないかとということ、非常に、ゼロから18歳で、普通のお子さんなら、そこで支援がなくなっていいですけども、障がいのある子の場合には、その後もずっとある。むしろ、その後の方がずっと長いです。

ですから、そこを教育部で18までで、その後はまた変わるということで、その辺がどうなのか。小1の壁以上に18歳の壁というのが、障がいのある人にとっては大きいですから、その辺の連携は大丈夫ですか。

【平井市長】そこは、結局障害者手帳を持った段階で障がい福祉課が給付事務を行うわけなので、それが、例えば18歳より前でもらう人は、当然そこに障がい福祉課がかかわって、さまざまな障がいにかかわるサービスを提供していくということになります。仮に5歳で手帳をもらおうとすれば、そこは障がい福祉の方がずっと対応していくということに当然なってきますから、その切れ目というところは、問題はないと思います。

【中野メンバー】 だったら、障がいのある子は、ずっと障がい福祉課でいいのではないかと思いますけれども、そうすると、障がいがあると認められた子は別ですよということでしょうか。

【平井市長】 別というか、例えば、こども発達支援センターでさまざまなケアをする場合に、

当然、放課後等デイサービスも含めて対応することになるでしょうから、その辺は、当然給付事務というところは障がい福祉課でやり、委託事業者がそれにかかわるわけですから、そこは事業者との関係の中で対応いただくということになるわけです。そのために、併任という形で、こども発達支援センター職員も障がい福祉課に属して、給付事務のつなぎの部分もできるという体制で、問題を未然に防ぐということにしているという。

【中野メンバー】 今は、障がい福祉課の中であって、障がい福祉の給付が必要かどうか、要するに障がいとするかしないか、曖昧さの中で何となくうまくいっていることもあるのではないかと思いますのですけれども、それをこういう形にすると、そこであえて、親にとっては、障がい福祉課に行けと言われちゃったという落ち込み感とかもあるのではないかと思います。まだ私にはこう変えた方がいいというメリットについて、今のお答えでは感ずることができなかったのですが、私だけ話しては申し訳ないです。

【平井市長】 これまで障がいの受容という問題もあって、母子保健からちょっと心配だなという方が、一度療育の方に行かれる時に、そのハードルをやはり低くしてあげるということも、課題としてはずっと議論されてきたと思います。だから、その意味では、こういうことにすることで、その部分のハードルというのは下がるというふうには捉えます。それで、保健師の方から、ここの相談に行ってみたらという投げかけがあって、それをこども発達支援センターで、さまざま相談しながら対応をしていく中で、徐々に成長に伴って、障がい認定というところに行きそうだよというところが顕在化すれば、そこで、手帳をもらうためには当然障がい福祉課の手续に進まなければいけないので、そういった流れというのが支障なくできるということであれば、逆に障がい福祉課が直接そこに行ってしまうというよりも、一步ここでワンクッションあるということが、受容前の保護者にとっては良いかと思えます。

【中野メンバー】 今も、障がい福祉課と、子育て支援課が、福祉部の中でそこは連携してやっていますよね。それでできていて、徐々によくなっていると思うのですが、そこに教育部にというのはわかりません。

「子ども部」をつくって、そこに教育も全部入れていくというのはわかるのですが、教育委員会の中に入れるというのは、やはりすごく違和感があります。

むしろ、福祉部の中に全てを入れてしまえば、もっといいのではないかと、教育まで入れてしまえばと思います。

【平井市長】 それは、逆に言うと、法律上できないです、実は。教育委員会というのは厳然として、独立機関として位置づけなくてはいけないというふうになっていますから。

【中野メンバー】 教育委員会は別にいいですけども、教育部、ほかのところは全部福祉部の中に、教育委員会は別で良いのですが。

【平井市長】 そういう、教育委員会が別で、教育部がこっちということも、それも組織上はありません。

【中野メンバー】 そんなに壁があるところに入れちゃうというのは、やっぱり不安です。

【平井市長】 全く、当然初めての話なので、不安であるということは、それは始まってみなければわからないということは正直な気持ちなのだと思いますが、行政を担う立場としては、結局は職員の問題があって、そこが動きやすい、あるいは学校との連携というのが、なかなかうまく、思うように機能してこなかったという、その壁を突き抜ける方が非常に重要だと私は思っています。

福祉部のままでいて、もちろんセンターの機能を充実・強化するというのは、これは間違いなく言えると思います。結局そこに、教育との壁が崩せない限りは、そこからさらなる充実というのは図れないわけですね。だから、それをやるために、こういう組織を考えて、やっていこうということなので、そこは、先ほどの三条とか見附の事例も若干御紹介しましたけれども、十分うまく機能させているという事例はありますし、視察に行った福祉部の職員も教育部の職員も、これはできる、いいねという実感を得て、帰ってきましたから、そこは当然私も一番の不安な要素だなと思っていましたが、そこは逆にできるし、逗子であれば、この小さい自治体なので、職員の顔が見える関係で、当然動きやすいですから、やれるだろうなと思っています。

ほかの方どうぞ。

【重松美智子メンバー】 本当は逗子市だけではないということで、ほかのところもあることなのですけれども、保健師なので、やっぱり母子保健という観点でどうしても見てしまいます。そのときに、母子保健が児童福祉と一緒になるというところでも、かなり母子保健という部分が問題になるでしょうし、やはり福祉ではない限定部分がいかにかに担保されるかということが大きいかなと見ています。児童福祉になったときの、やはり母子保健にない部分のメリットもあるし、またそのメリット感で考えると、教育と一緒にしたらどういうメリットがあるのだ

ろうということで、期待を込めていたところではあります。今は、例えば医療キットをつけて、家に帰ってくるお子様が多く、母子保健ですとか療育の部分では、そういった方々が何とか地域でやっていこうというところの力を発揮しているんだけど、次の壁が小学校というところ、保育園・幼稚園というところで、保護者たちが自分たちですごく苦勞をして開拓をしても、子どももそこができていかない。それがこういったところにつながっていけば、開けていくというところの部分が、ほかの連携のところでもよかったというものですよね。

【平井市長】 そうですね、学校の先生の、ある種文化と、子ども関係で、保健師を含めて、あるいは保育士を含めて、なかなか交わる機会というのがなかったわけですね。そこが一つの組織になることで、常に情報が共有されて、そこである種の文化的な融合というんですか、それが図られるということが、一番大きいというお話だったようなので、すぐそれがスムーズにいくというのは、多少の時間も必要なのかもしれませんが、ここは、趣旨としては、まさにそこを大きく目指して、組織を変えるという判断をしたということです。

【重松美智子メンバー】 あと、下のところで、保健師だとか、兼任というところが委任になっているんですが、組織を超えてのいろんなところの手伝いだとか、結構そこは難しいんだろうな。やはり、そういった人の担保というところが、しっかり本当にしていただけるというところが、私たち保健師たちのスキルアップだとか、いろんなところのつながりということも出てくるかと思えますし、何かその部分で業務がつながる、例えば、福祉部との連携だとか、人の異動だとか、そういったところとかも、ちょっと心配なところは感じるころではあります。

【平井市長】 保健師は、十分に配置できているかという、厳しい中で頑張ってくれているので、日常的なコミュニケーションというのは、保健師の間では十分できているとは思いますが、

したがって、人数が限られていますから、いわゆる乳幼児の健診のときに、子育て支援課の保健師だけでは賅い切れない。そのときには、ほかの保健師も当然応援に入って、それで体制をつくるということは、もちろん今までもやっているでしょうし、そこは福祉部と教育部にまたがったとしても、逆にできるように、併任という形で体制をつくっていくということで、支障がないというふうには思います。

逆に、保健師さんと学校の、あるいは保育園の一部、この辺がよりつながることによるメリットとか、期待というものが大いにあるという部分は、おっしゃるとおりだと思います。

【新倉障がい福祉課長】 ほかにいかがでしょうか。

【小川淳アドバイザー】 アドバイザーという立場で、私はどっちにつく人間かなと思いつつも、ただ、懸念事項については、やはり私のアドバイザーとしてかかわってきた責任上もお伝えをしておきたいというふうに思いましたので発言させていただきます。先ほど、市長が文化という言葉の口をにされていましたけれども、私もずっと、このいわゆる幼児期の療育の仕事をしてきた中で、当然学校教育とのつながりというのは、もう30年、40年、50年の長きにわたり、課題としてずっとあったことで、その中で、部分的に我々の方が教育の場に入り、そういったようなことは、成功した事例もちろんあります。横浜でも成功した事例があります。

ただ、その中で、私も成功した事例の中に身を置きながら何を感じたのかということ、やはり最終的には福祉が教育の文化には馴染めないということなのです。

それは、要するに文科省認可の流れの中での、やっぱり教育委員会という文化というのは、非常に独特なものがあると私は認識しておりますし、これは私だけの認識ではないというふうにも思っております。

そこが部分的に変わったとしても、この体制の中で継続性、あるいは今後の発展性というものが本当に図れるのかどうかということが、非常に懸念事項としてあるということでございます。

今は雲林さんですとか、長く検討してきたスタッフがかかわる時期、要するにスタートライン、これはある意味うまくいくというようなことがあるかもしれません。ただ、それがこの体制下の中でどのくらい継続できるのか、担保できるのか、ここが非常に私は気になるところです。

最終的に、繰り返しになりますけれども、教育委員会の文化というもの、この文化の違いというのは、想像以上に大きいなというふうに私自身実感しているところですので、それが組織として同じ組織内でどう融合するのかということは、机上論ではある程度うまくいくというのがあるのかもしれないですけれども、実際上どうなのかというところでしょうかね。

今度、私も三条市で古い友達が市議員をやっていますので、改めて、うまくいっている内容を聞いてみたいと思いますけれども、よほど教育委員会が脆弱だったのかなという、そこはよくわかりませんけれども。

【平井市長】 教育委員会というのは、なかなか、どうやって機能が回っているのかというの

がわかりにくいと思うんです。教育委員さんというのは逗子市の場合5名いて、その中から教育長が選ばれてという。今は法律が変わって、教育長単体で議会に提案して承認をもらうという組織に、移行期間なんですけれども、逗子はまだ教育委員さんの中から教育長が選ばれるということで、次のときには全く別で、議会に提案するという形になるのですが、少なくとも5人の教育委員さんが、教育行政全般について意見を出しながら意思決定していくことになります。

ただ、そこは、要するに実務は担わないです、教育長以外は。教育委員さんというのは、あくまでも一般の市民であったり、あるいは大学の学識のある方だったり、それは私が議会に、この人でとって提案して、承認されて、1期4年間で担うということなので、多少、御意見番といいますか、教育行政に市民が参画して意思決定を担う組織です。

そのもとに教育部、ここで言っている教育部というのは、言ってみれば教育委員会事務局ということですが、市の職員が配置されて、そこで一部の事業予算、あるいは、そのさまざまな制度というのを、実態として見直していくということなので、したがって、地方におそらく行けば行くほど、市長の影響力というのは大きいんですけれども、ただ、学校現場の先生というのは、ある意味独立した教育の中での自主運営というのが厳然としてあって、ここがいわゆる、今先生がおっしゃる文化の、ある種の違いというのが厳然としてあるということだと思うのです。

ただ、30年苦勞されて、なかなかその差を融合させるというのは難しいというのも、実感としては当然おありだと思いますけれども、逗子としては、その文化を超えていこうと。それは逗子ならできるし、この間、少なくとも、何度も言いますが、支援教育という形で積み重ねてきたものも、ほかの自治体よりは、おそらく培われていると思うし、先ほど保健師の話もありましたけれども、福祉の方と連携を図るという体制というものもつくってきていて、そこは今の人の配置ということも当然想定しながら、逆にできる体制なり、できる人をどうやって配置するかという発想です。

普通にローテーションして、雲林が3年たちましたから、人事異動でローテーションしますということではうまくいかないの、次を担う人材がどうやって育て、彼が20年、30年いるわけにいかないの、ちゃんと同じような連携なり、学校とのコミュニケーションラインというのができる人をどうやって育て、配置するかということが肝だと思うのです。

学校にも、例えば、貝塚が何年かすれば、また現場に戻って、新しい学校の先生がそのところに来て、ある意味そういう形でお互いに行き来することで、文化というのが融合していくということではないと思うので、そのためには、皆さんにとって本当に思い切った、青天のへきれきだと思うんですけれども、ここは、逗子としては、この間積み重ねてきたものを、ここで思い切って次のステップに進むことで、もう一段上の事業に行きたいなという、それは私の思いです。

特に、少子化問題等々を考えたときには、この冒頭にも言いましたけれども、相当思い切ったことをしないと、出生率2.07なんて絶対達成できません。今1.4前後で推移していて、1.8というのを希望出生率と言っていますけれども、それすら達成するのだから、果たして可能なかというのが実感だと思うのですが、でも、それをやらなければ日本そのものが、やっぱり衰退していくことが避けられないので、そこをやっていくための、かなり腹を据えた、覚悟の組織だというのが私の思いです。

逆に、それをするために、どういう人の配置なり、人材育成が、必要かというところを、追求していくべきだなという。小川さんの御懸念は十分理解します。

【新倉障がい福祉課長】 ほかによろしいでしょうか。

【小林倫メンバー】 現場視点なんですけれども、障がい者支援と書いてありまして、幼稚園から小学校とか、小学校から中学、中学校から高校、高校から社会に出たときの、支援を継続して見てきているんですけれども、今やっと学校の現場では、何となく先生方と話せるようになってきましたし、まず、障がい福祉課のケースワーカーとやりとりができますので、それぞれのライフステージのところ、大分スムーズになってきたので、そこが分かれちゃうのは一つ心配があるかなと思っています。

教育のケースワーカーと障がい福祉課の担当者と2つになってしまうと思うんです。その連携が一つ心配です。あともう一つは、地域の福祉の仕事として、今教育研究所さんとか、社協さんと、先生方に対するものとか、生徒に対する福祉教育といった仕事なんかもしているんですけれども、校長先生によって、うちは要らないよ、うちはいいよという、そういう状況があったりするので、それが変わらない限りは、福祉と教育の連携とかというのは難しいなと思っています。それがこの組織図になってできるものなのか、どうなのかということもお聞きしたい。さっきの文化の話と同じかもしれませんが。

【平井市長】 子育て支援課と障がい福祉課の基本的な連携というのが、今もちろんやっているだろうし、そこは組織的には併任という形で対応できると思うのです。最大の、やはりポイントは、学校の受けとめ方がどう変わっていくかということだと思っております。

私が、常々思っているのは、教育委員会は学校教育に、ほとんど9割以上占められている。社会教育とか図書館とか、確かにありますけれども、実態としては9割学校のことだと言っていいと思うのです、今は。そこを、この子どもセクションを教育部に配置することによって、教育委員会の視点というのが、ほぼ5割が学校だと、もう残りの5割は生まれてから、あるいは卒業後も社会教育の方もありますから、そういう視点で物事を捉えるという意識が変わっていかないといけないし、変わっていかざるを得ないというのが、この組織だと思っています。

したがって、教育委員会にあることによって、例えば、学校の校長先生以下にも、これはちゃんと子どもというものを、学校だけでなく、学校の前の、あるいは学校に入った子どもも、放課後も含めて全人的に見ていくということが求められるので、そこをどうやって学校現場の人にも浸透させていけるかということが求められるので、そこをどうやって学校現場の人にも浸透させていけるかということがおっしゃったように、この課題を解決するための最大のテーマかなとは思っています。そこは何らかの対処をしないと、なかなか変わらないと思います。外から言っても、だから、中から変えるためにこれを行っているということです。

心配事をいっぱい出してもらった方がいいと思うんです。それをどう解決するかという議論につながっていくので。

貝塚さん、わずか数カ月だけでも、入ってみてどうですか、教育と福祉のつなぎ役というのは。

【貝塚障がい福祉課副主幹】 18歳まで相談を受けられるようになって、いろんな問題というのが、個人の問題だけではなくて、学校の集団の中での問題の困り事というのが、どうしても多いです。そういうのもあるということです。

学齢期のお子さんが4月から6月までに12ケースありまして、そのうち5ケースに関しては、まさに学校の問題だろうということで、教育研究所と連携をとらせていただいて、教育研究所の巡回チームや所長と話し合いをして、支援の方向性を統一させて支援に当たっています。

そうでないと、やはり保護者の方では、こちら市、教育研究所も市という中で、いろいろな方向での支援の方向性を出してしまうと、困ってしまいます。あわせて私も学校現場で、教育相談コーディネーターで保護者の相談を受けていた立場からすると、お母さんがいろいろと

ころでいろいろなことを聞かれてしまうと、お母さんの整理から始まるしかないのです。そういう意味でも、市からお話しすることは、みんな統一しましょうということで始めております。

私自身、学校の中でいろいろな立場でやってきました。特別支援学級の担任もやっておりましたし、教育相談コーディネーターもやっていたということで、教育研究所とのつながり方も比較的わかっている中で今始まっています。そういう意味では、教育研究所に相談しながら、それで、学校の教育相談コーディネーターにも相談しながら、学校の思いも聞きながら支援は行っています。

そういう意味では、先ほどから市長もおっしゃっていますように、私、教員がここに入ることと連携をとることができ、全くそこにいなかったとしたら、どうなっていたらと思う部分は、実際あります。療育相談が全く、学校のことがわからないということで、入っていったときに、学校の方が、躊躇するのが、予想できていましたので、私もできる限り努力していきたいなと思って3カ月やってまいりました。

【平井市長】 教育委員さんの中に、双葉保育園の園長、横地さんが入っています。この件は、もちろん横地教育委員としても推進していくことは、保育園の立場からいろいろと助言をいただいているのですけれども、結局、療育でかかわるといのは、どちらかという、個人に対してどういうケアをしていくかということが、まずはスタートじゃないですか。

ところが、人間生活を行っていく上では、集団の中でどうやって自分が適応していくかということが、トレーニングされないと、なかなか就学後も、あるいは卒業後も社会に適応できないという課題に当然直面すると思うのです。

だから、教育研究所でやってきた支援教育というのは、いかにその支援の必要な子どもが集団の中で適応するための環境調整とか、あるいはその環境をつくる側の先生を初めとした対応の仕方、それに課題を持つお子さんがどうやってやるか。スムーズに行くか、うまくそこに入っていけるかとか、伸びていけるかとかという問題と、だから、個への対応と集団への対応というのが両方ないと、しかも、その2つを同じ共通理解のもとに進めていかないと、適切なアドバイスなりカウンセリングというのはできないという問題に直面しているといえます。

要するに、保育園に一時に来て、個別の対応をここでしなさいと言われても、保育園では、そこまではマンパワー的にもできないし、だから集団と個別両方が、一貫して共通の支援をしていくことがとても重要だということを改めて指摘されました。

【新倉障がい福祉課長】 ほかによろしいでしょうか。

よろしければ、これでこの件に関しては一旦終了させていただきます。この機構改革の件につきましては7月20日から、8月10日までパブリックコメントを募集しておりますので、さらに御意見等がございましたら、そちらの方にお寄せいただくということをお願いできればと思います。

以上で市長からの報告は終わらせていただきます。

【平井市長】 皆さん、いろいろと悩ましいことだと思うんですけども、ぜひ、課題を解決するために何をすればいいかという視点で、ぜひ御意見をいただければなど、思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【新倉障がい福祉課長】 それでは、これより予定しておりました議題に入らせていただきます。

傍聴者はおりませんので、このまま進めさせていただきます。

本日は報告事項が2件と、検討事項が2件ございます。

まず、報告事項といたしまして、（仮称）療育・教育の総合センターの現在の事業の進捗状況につきまして、事務局よりお話しさせていただきます。

【雲林障がい福祉課副主幹】 改めましてよろしく願いいたします。障がい福祉課の雲林の方から御説明させていただきます。

まず、（仮称）こども発達支援センターの整備におきまして、前回、2月の第3回検討会以降の進捗状況について御説明します。

まず初めに、資料1の整備スケジュールをごらんになっていただきたく思います。

施設の整備としましては、前回の検討会開催後、2月25日から9月までを工期といたしまして、施設の整備、改修工事を進めておりましたけれども、3月上旬から、青少年会館の事前調査、それから内部解体などを行っている過程で想定以上のアスベストが発見されまして、4月18日から19日にかけて、そのアスベストの含有調査を実施し、その後、4月28日に調査の結果が出たんですけれども、結局、そのアスベストの除去などの工事が今後の工事の進捗に欠かせないことをごさしまして、5月23日から6月1日まで除去工事、それから運搬・処分作業を実施いたしました。そういったアスベストの調査、除去等の工事、それから、それに関する事

業者の調整等に一定の期間を要したことから、その後、竣工期限を1カ月延長しました。10月末までになっています。

そういったことから、一層開設に向けては厳しいスケジュールとはなりましたが、10月末に改修工事を完成し、検査後の引き渡しをして、それ以降、福祉会館からの移転、備品納入後のシミュレーション、それからリスク管理などをよどみなく丁寧に行いまして、12月の開設に間に合わせる予定で、今取り組んでおります。

また、前回の検討会で、(仮称)こども発達支援センターの設置条例を6月議会に提案する予定と御説明しておりましたが、竣工が延長したこともございまして、次回、9月の議会に提案する予定と考えております。

次に、療育の中身の方の整備としまして、センターにおける相談部門と療育部門の運営について御説明をいたします。

お手元の資料2です。(仮称)こども発達支援センター概要をごらんください。

まず、通園事業の方は、先ほどのスケジュールにもございましたとおり、昨年10月からことし3月までの、社会福祉協議会から県央福祉会さんへの通園事業に関する引き継ぎ期間を経まして、この4月からセンター開設まで、県央福祉会による福祉会館での通園事業の継続期間となっております。

4ページ一番上にありますとおり、くろーばーという、名前になりました。昨年度、3月に利用者さんのアンケートで事業所名をくろーばーということで決めまして、センター開設後もこのくろーばーという名前を使っていく予定です。

現状としましては、従来の親子教室に当たります、おひさま、にじという2つのグループが、大体週1から2日、3日の方もいらっしゃいますけれども、そういったグループと、あと年少から年長で、隔週で通園する併用グループであります。くま1、くま2、それから、しろくま1、しろくま2という、全6グループで運営しておりまして、四十数名のお子さんが利用しております。

今後も通園事業を継続しながら、センター開設後の未就学のお子さんを対象とした法定サービスであります児童発達支援事業への移行、それから、平成29年4月から始まります学齢期、18歳までのお子さんを対象とした放課後等デイサービスのスタートに備えた運営を行ってまいります。

もう一つ、次に相談部門につきましては、4月25日付でメンバーの皆様にも御通知申し上げましたけれども、4月から市の直営業務となりまして、相談業務ですとか、あと機能訓練の対象となるお子さんの年齢を18歳まで拡大しております。

それに伴いまして、資料2の2ページから3ページあたりと、あと、この資料2の最後のページの療育相談員・療育専門員等配置表にもありますとおり、専門の各スタッフと療育推進担当の事務局としての我々、障がい福祉課の職員を福祉会館の2階に配置しております。

利用対象年齢の拡大につきましては、メンバーの皆様以外にも、保育園、幼稚園や学校など教育機関ですとか、医療機関、それから相談支援事業所、通所支援事業所ですとか、あと県のほか、児童相談所などの関係機関、それから市内関係各課ですとか、さらには市内の公立学校に通学する生徒さん、保護者さんの方にも、各小中学校を通しまして、文書によって周知を行いました。

あと、療育相談業務としましては、通常の相談・訓練のほかに、資料3につけさせていただきましたが、今回、巡回相談の実施要領というものを作成しまして、くろーばーや相談の利用者の直接支援だけではなくて、機関支援としての巡回相談を、5月から市内の幼稚園、保育園と連絡をとりながら実施しています。きょうまで8園で、57人のお子さんを見ている状況です。

あと、そのほか、一方で教育の方との連携としまして、教育部と福祉部と、もしくはこちらの療育推進担当と教育研究所巡回チームと毎月打ち合わせを実施しながら、教育委員会の指導主事と併任している学齢期相談担当の貝塚の方で校長会議、教頭会議、それから教育相談コーディネーター担当者会議、そのほか、幼保小連携会議などに出席をしているほか、各小中学校に訪問しまして、センターの役割と教育研究所巡回チームとの協力体制も含めた教育との連携について説明をし、共通理解を図っているような状況です。

前回の検討会からの進捗としては以上です。

【新倉障がい福祉課長】 以上の説明のところで、何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、引き続き、4月から体制が変更したことに伴いまして、関係機関との連携体制における取り組みについて報告をさせていただきます。

【雲林障がい福祉課副主幹】 次に、関係機関との連携体制に対する取り組みとしまして、資料4と資料5、資料4が「関係機関との連携」というタイトルになっておりまして、資料5の

方が「療育相談と教育との連携について」というタイトルと、裏に4月以降の療育相談の利用状況の表が載っているのですけれども、教育を初めとする関係機関との連携に関係しました取り組みの中で見えてきたことですか課題などについて、貝塚の方から御説明させていただきたいと思います。

【貝塚障がい福祉課副主幹】 では、私の方から、資料4と5を使って説明させていただきます。

まず、資料4に関しては、関係機関への周知ということで、先ほど雲林がお話ししましたように、幼稚園、保育所、学校、教育部だけではなくて、必要に応じて要保護児童については、子育て支援課や児童発達支援サービスの利用に伴って相談支援事業所とも必要な連携を行っているということで、資料4になっております。

続きまして資料5に入らせていただきます。これが主に学校との連携について書いてあるフローチャートなのですけれども、就学前のお子さんについては、従前から療育相談と就学相談が連携し、一人一人に合った就学ができるように支援してまいりました。

4月から相談の年齢を18歳までとして、学齢期のお子さんの相談をお受けできるようになり、私自身も試行錯誤しながら、その都度課内で相談しながら連携のあり方を探ってきたというのが現状です。

資料5に沿って説明させていただきますと、まず学齢児のケースが相談に入った場合は、ゆっくりお話を聞くというために保護者面談日を設定しまして、まずは保護者だけ来ていただいています。お話をお聞きして、御本人の困り感や保護者の困り感を伺い、また、あわせて御本人が通っている学校と連絡をとっていいですかということも、最初の時点であわせて聞くようにしています。というのは、今までの御相談を伺っていると、学校での学習や生活、友達のかかわりなどで御心配されているケースが多いので、その中では、御本人や保護者だけをインタビューして、それで支援を組み立てるということでは、不十分になってしまうのかなと考えているからです。

場合によっては、学校において教育研究所の巡回チームの相談が入っていたりとか、教育研究所の教育相談につながっているケースもありますので、それは先ほど申し上げましたように、支援の方向性を統一しないと、学校や保護者が一番混乱してしまいますので、その調整をして、できる限り支援の方向性が統一できるように連携をしています。

ただし、今までのところないのですけれども、保護者の方で、学校には言わないでくださいという場合に関しても、一応学校で説明する中で、機関連携ということで連携がとれるようにお願いしますという形でお願いをしています。

その後、必要であれば、御本人の発達に関するインテークを行い、処遇会議を経て支援の内容が決定されます。支援の様子については、必要に応じて随時学校や教育研究所にフィードバックして、日ごろの学校の指導に役立てていく予定です。

この3カ月に入ってきた学齢期の相談は、例えばS Tの訓練、言語療法の訓練をしてほしいですとか、作業療法の評価をしてほしいということ、場面緘黙や緊張が強かったり、よくけがをしますとか、お漏らしがおさまりませんか、不注意がすごくて困っていますとか、高校の進路、教育課程とか、あと友達とのかかわり、非行についてなどが今までの主訴で上がってきています。

後半の部分に関して、御本人だけの心配というよりは、学校などの集団の場面での心配事も多くて、療育という切り口では、どうしても発達検査中心のインテークになってしまうので、主訴が解決できないケースもあります。

ですので、先ほども数字を言いましたが、学齢相談12名のうち、5名については教育研究所の巡回チームと情報共有をして、具体的な役割分担を設定し、支援を開始しました。

あわせて、先ほど市長も言うておられましたが、通級指導教室というのがありまして、その連携については、児童の負担を考慮して、通級指導教室の指導を受けている児童については、原則S Tや心理の個別の指導を行わないことを事前に確認し、保護者に伝えています。というのは、保護者の方々からすると、子どものためにとということで、でき得る支援をできる限りたくさん受けさせたいとお考えになる方もいらっしゃると思うのですが、子どもの生活全体を見渡して、適切な質と量の支援を組み立てていきたいと考えているからです。

通級指導教室の方からは、O Tの作業療法の評価のコンサルテーションの希望が出てきました。夏休みには通級指導教室に伺い、O Tが実際の指導の場面に入り助言を行うことを計画しております。

このように、療育相談の持っている専門性を生かし、より効果的な方法を探りながら連携を図っていこうと考えております。

以上、学校との連携についてお話しさせていただきました。

【雲林障がい福祉課副主幹】 それ以外にも、先ほど、前回検討会以降のスケジュールの中で触れなかったんですけれども、今年5月に、今くろ一ぱーを利用している方を対象としました保護者説明会を開催いたしまして、センター開設に伴う諸手続について御説明したりですとか、12月以降必要となつてまいります障害児支援利用計画と、個別支援計画、それから利用者負担額などについて説明をさせていただきました。

今回は、今までの市の単独事業から児童福祉法上の児童発達支援事業への移行期間になる時期でもありますので、保護者の方の負担を軽減するために、今月から9月まで、各月1週間ずつ時間をとりまして、計画作成のための面談を、療育相談のスタッフと、相談支援事業所の相談支援専門員のスタッフ、それから障がい福祉課のケースワーカーと、保護者にも当然入っていただいて、みんなで協力しながら、12月の開設に向けて、スムーズにくろ一ぱーを利用できるような形に進めていこうということで、今進めています。

今後、そういった形で、先ほどから連携、連携ということで、いろいろなお話が出ていますけれども、開設に向けて、こういったセンターのサービスをスムーズに利用していただけるように、各機関で連携しながら進めていきたいと考えています。

【新倉障がい福祉課長】 ここまでのところで、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に進ませていただきます。

続きまして、これより検討事項に入らせていただきます。

1つ目は、（仮称）子育てファイルについてですが、前回の検討会で皆様方よりたくさん御意見をいただきました。それを参考にいたしまして、本日お手元にごございます案を作成いたしましたので、これについて説明をさせていただきます。

【伊達障がい福祉課係員】 改めましてよろしくお願ひいたします。着席させていただきます。

資料6の子育てファイル（案）をごらんください。

こちらにつきましては、前回の検討会でいただいた皆様の御意見を踏まえて作成させていただきました。

前回の検討会でいただいた御意見といたしまして、ライフステージにおける次のステップに進んだときの引き継ぎの際、保護者が支援者に本人を紹介する際の資料としても長く使えるような形にした方がよいのではないかと。また、なるべく多くの保護者に書いてもらうことを考え、

記録することの得意、不得意や、できる、できないの一问一答に記載する保護者の心情や不安全感、そういったことも考慮していくと、あまりがっちりに記載項目が決まったものよりも、自由に記載可能なものの方がよろしいのではないか。また、どう使っていくか、また活用する場面から記載項目を考えるとイメージしやすいのではないか。ほかには、同じことを何回も言わなくても済むというような利便性のみだけでなく、ファイル作成の目的を、保護者自身が自分の子どものことを改めて考えて、見直し、また伝えていく主体性を認識し、補助するためのものとして捉えていくことも大切である。

具体的な項目としては、生育歴、受診歴、長所、短所、好きなこと、嫌いなこと、特徴として、例えばこんな環境だとパニックになってしまいますとか、そんなときはこうした方がよいなど、保護者としてどのように育ててほしいかなどが考えられるということ。

また、保護者に対する書き方指南や添削などの勉強会、計画相談作成時の基礎情報や支援シートとの連携、活用方法等の運用にも気を遣うことが大切である。

そういったこれらの御意見を踏まえて、(仮称)子育てファイルは、ライフステージの移行に伴う支援者間の引き継ぎのためのツールとしてではなく、保護者と関係する支援者が協働して、より充実した支援を行っていくことを目的として、保護者が主体的に子どものことを考え、理解し、支援者に伝えるためのツールではないかと考えました。これは、センターの相談部門、療育部門がともに目指している、御家族がお子さんを理解し、その特性に配慮して、療育場面で身につけたことを家庭や日常に広げていけることにほかならないと言えるのではないかと考えます。

したがって、資料6のとおり、計画相談やチーム支援を形成するための学校の支援シート、そういったものとの連携も重視した上で、年齢が進んだときに必要な項目やシートを追加しやすく、また自由に記載可能なシンプルなものを基本として、案としてこちらに提示させていただきました。

計画作成時は、また療育手帳申請等の際に参考となる基礎情報も盛り込まれております。

さらに、当ファイルにも記入方法や使用方法などにつきましても触れているのですけれども、運用の中で、自由に記載する際のコツや書き方、そういったことについての勉強会も、相談部門で行っていきたいと考えております。

簡単ではありますが、以上となります。

【新倉障がい福祉課長】 では、まだ仮称の子育てファイルにつきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

恐らく、中島さんがお使いいただける年代かと思うのですけれども、そういった視点で何か御意見等ございましたら。

【中島亜紀氏】 これをつくって保管しておけば、何か、例えば小学校から中学とか、変わり目のときとかにさっと出して、進めやすくなるということですよ、始めから。でも、保管は親がする。

【新倉障がい福祉課長】 そうですね。

【中島亜紀氏】 割とここの、今のものはざっくりな感じなのですけれども、結局、相談のときはすごく細かいところを、聞かれるので、それであれば、細かい方がいいかなと私は思ってしまうのですけれども。保護者によって考え方が違うので、使いやすさというものもそれぞれなのかなと思ってしまいます。けれども、その都度細かいことを言わなきゃいけないのを軽減するのであれば、細かいものであった方がよろしいかな。結局また細かいことをつくって、こうやって出していかなきゃいけないというふうになってしまうと思うので。

【貝塚障がい福祉課副主幹】 これは、あくまでもお母さんに書いてもらうところで、あわせて支援シートとかは、ファイル式でどンドン足していけるイメージです。これは、就学前は、うちの子はこういう子ですとお母さんがお話をざっくりしてもらっていいと思います、お母さんですから。あと、細かいことは、今までこういう支援を受けてきましたよというものが加われるといいのかな。それが小学校低学年、高学年、中学校、高校と、このシートが、絵が大人向けになっていく感じにしてふえていくというイメージで、今のところは就学前までのレイアウトしか出していませんが、というイメージです。

【中島亜紀氏】 一番最初の大事なところですね。

【貝塚障がい福祉課副主幹】 そうですね。なので、細かいことに関しては、逆に言えば、これだけ連携、連携と言われているので、連携機関でもやっていくので、まずお母さんは、自分のお子さんがこういうことが苦手で、でもこういうことは得意ですとか、こうなってほしいですということをまず語ってほしいなというのが、この子育てファイルのねらいなのかなと思っています。

【中島亜紀氏】 自分自身も、娘のいろんなことの資料とかも既にばらばらになって、相談の

前にかき集めるものとしているので、一つあれば、それはいいのではないかなと思うんですけども、始めてみて、使いやすさとかは、その都度変えていくというのがいいのではないかなと思います。

【新倉障がい福祉課長】　そうですね、今、まずスタートのところでは、こんな形でということで、保護者さんと勉強会とかしながら、いろんな御意見が出たところで、こういうものがあつた方がいいかなということであれば、またそれは変更していくことも考えられるかと思いますので、その辺は柔軟に対応していきたいと思うので、まずはスタートのところで、こんな形でいかがでしょうかということですので。

【中島亜紀氏】　そうですね、就学前であれば、あまりかっちりしていない方がいいでしょうかね。

【雲林障がい福祉課副主幹】　あと、私も障がい福祉課の方でケースワーカーもしていた経験から言いますと、小さいころから、本当に保護者も若いうちに、例えば手帳の申請をされたりとか、サービスの申請をされたりというときには、お母さんの記憶も鮮明で、資料もいろいろそろっていますので、特に問題ないですけども、少し、お子さんが10代になってきてとか、それ以上になってきますと、そういった資料も集めてくるのがなかなか大変というのもありますので、そういうのも、小さいうちからこういうところではできるだけ書いておいていただければ、そのときになって集める必要もなくなりますし、あと、場合によっては、学校の支援シートもあると思うのですけれども、保護者によっては、それこそ成績表をコピーして入れておく保護者もいただければ、変な話ですけども、保護者が亡くなってから療育手帳が必要になってくるといふ方もいらして、そのときには、本当に資料を集めるのが大変なので、そういったことも含めて、とにかくいろいろなものを差し込めるような、自由度の高いものにしていただけるとすごくいいと思います。

あと、書き方というのは、先ほど説明会などということで、なるべく具体的にお話ししながら一緒につくっていったらとは思っています。

【中島亜紀氏】　これは出産したら、全てのお子さんに配られるのですか。

【雲林障がい福祉課副主幹】　いえ、基本的にはこちらの相談につながって、継続的に、いろいろ検査ですとか、面談のフィードバックをする際にお渡しできたらとは思っています。

【中島亜紀氏】　何かしらかの関係が始まってからのということですね。

【雲林障がい福祉課副主幹】 そうですね、はい。

【新倉障がい福祉課長】 あとは、療育サービスを利用される方については計画が作成されますので、その計画なんかも一緒にとじ込んでおいていただけると、どんな支援を受けてきたとか、どんな様子だったのかというのもよく見えるようになるのではないかと思いますので。

ほかにいかがでしょうか。

【友野京子メンバー】 このシートは、先ほどおっしゃったように、つながった方の、支援を受けられる方のファイルということなのですか。全員、出産した方が、母子手帳とはほかにこういう覚書みたいなものを書いておくという、そういうファイルではないのですね。

【新倉障がい福祉課長】 直接お渡しするのは、こども発達支援センターにつながった方に説明をしながらお渡ししますが、ホームページ等に掲載はしておきますので、御自由にお使いいただくこともできるかと思います。つながった方には、より丁寧に御説明をしながらお渡ししていくというような感じで考えております。

【友野京子メンバー】 このファイルを見せていただいて、少しつけ足した方がいいのかなと思うことが、「生まれてからのこと」というところのページで、1歳半までの様子から、すぐに医療機関になりますよね。それでこの辺の、何か困ったことって、その間に出てくると思うのですね、1歳半まで以降に。そのときに書きとめておく余白みたいなものがあたらいいのかなと思います。健診のときもまだわからなくて、健診に行ったときにこんな心配があるという、例えば人の顔を見なかったとか、1人でよく遊ぶとか、あまり遊び過ぎて心配な点とかというのを記載しておく、そういう空白があると。逗子市では、今3歳健診までですよ。なので、その健診の期間まで、あと五、六歳までの間に書きとめておく空間があたらいいのかなと思います。

【新倉障がい福祉課長】 下の段の、「今までに行った相談・医療機関について」というところで、ここにそういった意味で記入をしていただこうかというふうには考えていたんですけども。

【友野京子メンバー】 医療機関というか、保健師さんに相談した、そういう自分の不安感みたいなものを書きとめておくとか、そういうのがあるといいのかなと。

【新倉障がい福祉課長】 医療機関だけでなく、相談と医療機関という表現はしているんですけども、これだと、ちょっと医療機関に目が行きがちなのかもしれませんので、その辺は工

夫をさせていただきます。

【雲林障がい福祉課副主幹】 そうですね、今の「相談・医療機関について」という下あたりとかに、お母さん方が、おっしゃったような困ったこととか、ちょっと心配なこととかを書きとめておけるような余白を設けたらよろしいでしょうかね。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【重松美智子メンバー】 メリットのところで、2行目のところに書いてあります「記録や母子手帳」というところで、きょう中村さんに御用意いただいた母子健康手帳になっていますので。ここのところでは、小さいころからこれを使うとなると、やはり「母子健康手帳」って大きい記録媒体だと思えるのです。大きくなってくると、これをなかなか保管というのも難しいし、そうそう活用しないしというところもあるかもしれないですが、小さいころから活用となったときには、やはりすごく大事な記録だし、併用して使っていていただくというところがあるかと思うので、そうすると、ここの言葉で「持っていかななくても」というのはどうでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 そうです、一緒にとというようなイメージにした方がいいということですよ。こちらでは大きなお子さんをイメージしていた部分がありますので。

【重松美智子メンバー】 先ほどの活用だと、もう小さいころからということですね。

【貝塚障がい福祉課副主幹】 ポケットをつくって、入れて、差し込んで持っていけるように。

【新倉障がい福祉課長】 母子手帳を一緒にファイルにしておけるといいということですよ。多分、大人になってくると、母子手帳はどこかに置き去りになってしまうので、このファイルと一緒に保管しておけるように、こちらの工夫をしてみたい。

【重松美智子メンバー】 あと、お母様の感じる文面の様子と、そこから読み取れる文面の様子というのも、やはり違うと思います。だから、いろいろな意味で。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

【友野京子メンバー】 この子育てファイルは、こちらは乳幼児、就学までですけれども、学齢期とか、それはまた別につくって、記入していくようにするのですか。

【新倉障がい福祉課長】 差し込み式でと思いますけれども、学齢期になると学校で支援シートができますので、それが多分お子さんの生活が一番よく見えるものになるかと思えますし、それと放課後等デイサービスとかを使う場合は、こちらの計画もできますので、合わせてとつ

ておくものと。

ただそれだけでは、やっぱりお母さんの思いというのが乗ってこない可能性がありますので、そこについては、これからやっぱり1つ、2つは差し込めるものを用意していきたいと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

【早川伸之メンバー】 2つありまして、一つは支援シートで、小中学校で支援シートを、保護者さんと作成をしているわけなんですけど、学校の先生方にとっても、そして保護者にとっては、ここに注目してほしいというのがあって、それは何かというと、苦手なところではなくて、得意なところとか、こういうところを伸ばしてほしいというところ。それは、「こんな子になってほしい」ところに書くのかもしれませんが、本人のリソースといいますか、その長所といいますか、いろいろな言い方ができますけれども、そういう好きなことだけじゃなくて、そのいいところ、長所が書けるような欄をつくると、それを伸ばしていくということで育てていくということが基本だと思いますので、そこは非常に重要だと認識しています。

それから、もう一つは、子どもたちもですが、細かい書き方のところなのですが、この空欄はとても書きづらいです。つまり、どんな大きさの字でどこまで書けばいいのかということで、非常に悩まれるお子さんもいますので、これだと書きづらいので、例えば、線を引っ張ってあげるとか、こういうふうを書くというところをしないと、この空白に書かせると、とても書くのが難しい。

それで、とてもこの右の、「こんなことが苦手です・・・そんな時はこうしてあげます」というのが点々で結ばれていますけれども、これも書くのが非常に難しいので、「こんなことが苦手です」という部分は、ここに書くんだよとか、「そんな時はこうしてあげます」をここに書くんだよとかいうふうになっていると、とても書きやすいのかなというところを経験上そういうのを感じていますので、ぜひその辺をお考えいただきたいと思います。

【雲林障がい福祉課副主幹】 参考にさせていただきます。

【中島亜紀氏】 手書きじゃなくて、ネットからダウンロードして、ワードで使えるとか、そうしていただけると。

【貝塚障がい福祉課副主幹】 それもそういうつもりで。写真も張ることも出来るようにと考えています。

【新倉障がい福祉課長】 よろしいでしょうか。

では、今いろいろいただきました御意見は、こちらの方で、作成までの参考にさせていただいて、なるべく御意向に沿ったものがつくれば良いかと思っております。ありがとうございました。

続きまして、検討事項の2つ目、(仮称)こども発達支援センターの愛称についての説明をさせていただきます。

【伊達障がい福祉課係員】 資料7の、(仮称)こども発達支援センター応募愛称一覧をごらんください。

こちらにつきましては、昨年12月1日から25日まで、広報ずし及び逗子市ホームページにて愛称を募集したところ、資料のとおり42名、90件の応募がございました。その中で、逗子市民からの応募としましては5名5件ありまして、番号でいいますと、ナンバー4「ほほえみ」、ナンバー17「のびっこ支援センター」、ナンバー24「ゴーゴーキッズ 支援センター」、ナンバー39「ひなた」、40番「ウィズ」、こちらの5件となっております。

候補は90件として、今利用している、そしてこれから利用する子どもや保護者様にもなじめることが必要であるため、覚えやすさ、呼びやすさ、意味、名づけの理由がわかりやすい、ほかの施設や商品名などと余り重複しないもの、こちらを重視して、療育推進担当の方で参考として数件に絞らせて、選択をさせていただきましたので、御報告させていただければと思います。

また、募集の際、療育部門の事業所名、『くろーばー』なんですけれども、まだその当時は決まっていなかったのですが、こちらとの相性も考慮して選択をしてみました。

この中で、まずナンバー1「ニコエール」。こちらについては、にこにこ笑顔の「にこ」に、応援するという意味の「エール」をつけた造語ということで挙げられております。造語による愛称としましては、60件とかなり多かったのですけれども、その中でも比較的わかりやすいものであったということ、また、子どもや家族のたくさんの笑顔を応援するという理由、また、ほかの施設や商品名などと余り重複しないという点で、こちらで選択をさせていただきました。

続きまして、ナンバー19「ゆめきらら」。こちら造語の中で比較的わかりやすいものであるということ、また、障がいのある子どもや発達に心配のあり、支援を必要としている子どもとその家族が地域で安心して暮らせるように支援を行う施設ということで、多くの夢が生まれ、

訪れる人々の目が希望にあふれ、きらきら輝くようなすばらしい施設になれるようにという理由というところをポイントに選択をいたしました。

参考として、お店の名前、文芸誌といったところで重複するところもあるんですが、こちらでも選択させていただいています。

ほかに、ナンバー39「ひなた」。こちらは、造語にはないわかりやすさというところで、また応募の理由、やわらかいイメージと、あと、『くろーばー』という通園事業の名前にもありますクローバーは日当たりを好む植物ということで、こちらとの相性というところも考慮して選択をいたしました。

こちらの名前、ひなたにつきましても、ほかの事業所やお店では使われていますが、こちらでも挙げさせていただきました。

あと、ナンバー40の「ウィズ」。こちらは利用者さんからの応募であること、また造語にはないわかりやすさ、親・周囲・かかわるスタッフの理解があって初めてその人らしい暮らしができるという実感、そういった、1人ではなく一緒という意味、「ひなた」と同様、覚えやすさ、呼びやすさという視点で選択させていただきました。

ほかに、武蔵野市さんの方で運営委託している児童発達支援の事業所としての名前でもありますが、挙げさせていただいております。

あと、ナンバー54の「アステップ」。こちらは造語ですけれども、その中でも比較的わかりやすいものであったというところ、呼びやすさで、子どもたちのあすのステップの場になるようにといった理由のところから選択をいたしました。神戸にある男女共同参画センター、あるいは事業所の名前として使われている例があります。

あとは、ナンバー58「ゆめてらす」。こちらは造語の中で比較的わかりやすいものであったということと、子どもや保護者たちの未来の夢がいっぱい詰まった場所という意味、そういったところを考慮して選択をしました。介護サービスの事業所、自然食品の会社名としても使われている事例があります。

こちらの、あくまで担当として挙げさせていただいたところは以上のものとなります。

こちらの一覧の中で、これがいいんじゃないかというところ、御意見等あればいただければと思います。

【新倉障がい福祉課長】 皆様、いかがでしょうか。

【小川淳アドバイザー】 市内の応募者が5名でしたか。

【雲林障がい福祉課副主幹】 5名5件でした。

【小川淳アドバイザー】 ほかはいろんなところからということですか。

【新倉障がい福祉課長】 はい、全国各地から。

【小川淳アドバイザー】 へえ。

【雲林障がい福祉課副主幹】 懸賞サイトみたいなものに載ったので、全国から来ました。

【中村妙子メンバー】 懸賞って、何か当たるですか。決まると何かあるのですか。

【雲林障がい福祉課副主幹】 これについては、図書カードを予算で一応御用意しています。ただ、広報する際に、それを特に出してはいないのですけれども。

【友野京子メンバー】 ゼロ歳から18歳までのお子さんたちの使うというところのイメージでいいですか。就学前とかじゃなくて、全体のイメージでいいですよ。

【新倉障がい福祉課長】 はい、そうです。

【中野メンバー】 40番の「ウィズ」はいいなと思うのですが、京急ウィズが市内にあるので、重なっていただければと思います。やっぱり同じ市内だから、何か関係があると思われちゃうかなと思います。

【雲林障がい福祉課副主幹】 そうですね、事務局の方でも、こちらの40番は、やはり利用者さん、多分、こちらは個人情報もあるので、出した方のお名前は出ていないんですけれども、恐らく、利用者の方で出されたのはこの40番だけなので、そういったことですか、この理由も含めて、いいなというのはあったんですけれども、ただ、この検討会でも、その部分がきつと御意見あるだろうなと思いました。どうなんでしょうか。

【中野メンバー】 前というか、「逗子発達支援センター」とかつくわけですよ。

【雲林障がい福祉課副主幹】 そうですね、今は仮称ですけども、例えば、「仮称」が取れた場合に、「こども発達支援センター何々」とかという、そういう形で。あとは、こども発達支援センターというのは、皆さん呼びづらいと思うので、その愛称が皆さんの通称というか、呼び名にどんどん広まっていけたらなとは思っています。そういった意味では、覚えやすさですか、呼びやすさも必要なのかなというふうには思っています。

【新倉障がい福祉課長】 ここで一つに絞るということではないですけども、検討会として、こういうのがいいかなというのをもし挙げていただければ、最終的に市長と決めていく候補に

挙げていきたいと思いますので、いかがでしょう。

【雲林障がい福祉課副主幹】 逆に、先ほど事務局の方から、全部で6つ挙げさせていただいたのですけれども、それはセンスがないなとか、これ以外にこっちの方がいいんじゃないのという御意見でも構いませんので。

【小川アドバイザー】 呼びやすさも大切だけれども、大人になってから、「ゆめきらら行こう」と言うのも、ちょっと恥ずかしいなと思うので。あるいは町中で、「きょうどこ行ったの」、「うん、ゆめきらら」というのは、ちょっと恥ずかしいかなと。だから、口にするというのが、これは一つポイントになるので、言って恥ずかしくないというのにも必要ではないかと、字面だけじゃなくて、それも必要ではないかとは思いますが。

【新倉障がい福祉課長】 今のアドバイザーからの御指摘もありましたけれども、何かいかがでしょう。

【宇山秀一氏】 意外と短い方が、子どもにはすごく言いやすくなる。うちもだいぶ『くろーばー』という名前を子どもたちが、定着をしてくれて。長さもあるし、子どもたちが、「あそこ」と言いやすい場だといいいのかなと思います。

【新倉障がい福祉課長】 よろしければ、皆様方で一つ、これというのをお一人ずつ推薦していただければ。

【中野メンバー】 もう、市長が勝手に決めれば。すみません、何か最初の話の衝撃が。私たちが思っていた療育がどこに行っちゃうのかという不安がありますので。

【新倉障がい福祉課長】 そうしたら、時間も時間ですので……

【中野メンバー】 そうですね、ほかの方もお話してください。

【新倉障がい福祉課長】 中島さんいかがですか。

【中島亜紀氏】 今おっしゃられた中では、クローバーという名前との兼ね合いで、「ひなた」というのは、まあいいかなと思います。

【新倉障がい福祉課長】 小林さん、いかがでしょう。

【小林メンバー】 「ニコエール」か「アステップ」がいいと思います。

【新倉障がい福祉課長】 重松さん、いかがでしょう。

【重松メンバー】 私も、ぱっと見たときは「ひなた」かなと思いました。

【新倉障がい福祉課長】 中村さんいかがでしょう。

【中村メンバー】 これだけたくさんあると、どれか一つに絞れないのですが、この「ゆめきらら」というのは、ぱっと見たときにお米を想像してしまいます。

【新倉障がい福祉課長】 川名さんいかがでしょう。

【川名メンバー】 私も「ひなた」がいいと思う。

【新倉障がい福祉課長】 早川さんいかがでしょう。

【早川メンバー】 難しいですね。「ウイズ」は支障があるのであれば、やっぱり「ひなた」か、「ゆめてらす」……法テラスみたいですかね。18歳まで通うと思うと、「アステップ」が何となく格好いいじゃないでしょうか。

【新倉障がい福祉課長】 友野さんいかがでしょう。

【友野京子メンバー】 私も「ウイズ」の方がすごくいいなと思うんですけども、事情があるようでしたら、「アステップ」がいいなと思います。

【新倉障がい福祉課長】 角野アドバイザーいかがでしょう。

【角野アドバイザー】 造語は余り好きじゃないですけども、1番の「ニコエール」というのがいいかと思います。

【新倉障がい福祉課長】 小川アドバイザーいかがでしょうか、いろいろ御検討いただいていますので。

【小川アドバイザー】 基本で、全国のマニアックな人たちよりも、やっぱり逗子市民をまず優先すべきだろうと思います。まずその中から選んで、どうしてもいかなかったら、駄目だったら広げるといってしょうけれども、まず逗子市民というのは第1条件に考えるといいと思います。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。

最後に、参考に、宇山さんいかがですか。

【宇山氏】 そうですね、『くろーばー』という名前の対比で言えば、「ひなた」という名前と思いますし、あとはセンターが、何かすごく鬱蒼とした感じがあるじゃないですか。その辺が、あそこを発信に、光がひなたに、暖かい場所になっていけるといいかなというところでは、すごくいいなと思います。「ウイズ」という名前もいいですけども、他との関係もあるところなので、「ひなた」かなと思います。

【新倉障がい福祉課長】 ありがとうございます。では、御意見を参考にさせていただきますし

て、選考を進めていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

本日は多くの御意見をいただきましてありがとうございました。

本日の検討会については、これで終了させていただきます。進行につきまして御協力いただきましてありがとうございました。

今後、次の検討会につきましては、センターのオープンの前後にと思っております。でき上がったセンターを皆さんに先に見ていただければなというような予定ではおりますけれども、後日、また改めて日程調整の連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これで閉会とさせていただきます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございました。